（第二類）（昭和二年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十八年十月八日（金曜日）　臺灣日日新報　第一万五千五百六十二號　（二）

臺灣日日新報

日本夕刊共六頁

ガ島に奮戦武功抜群

壮重圍の中に白兵戦

上聞に達す 大舛中尉に感状

【米國發】陸軍省發表（十月七日十六時）ガダルカナル島作戦に於ける勇戦敢闘に依り昭和十七年十二月十五日附第一師團の隷下として作戦に従事したる陸軍中尉大舛松市に感状を授与せられたり

感状

陸軍中尉　大舛松市

右ハガダルカナル島作戦ニ於ケル勇戦敢闘ニ依リ昭和十七年十二月十五日附第一師團ノ隷下トシテ作戦ニ従事シ其ノ功績顕著ナリ仍テ茲ニ感状ヲ授与ス

昭和十八年（一九四三年）二月十二日

軍司令官

【米國發】陸軍省發表（十月七日十六時）ガダルカナル島作戦に於ける勇戦敢闘に依り昭和十七年十二月十五日附第一師團の隷下として作戦に従事したる陸軍中尉大舛松市に感状を授与せられたり

感状

陸軍中尉　大舛松市

右ハガダルカナル島作戦ニ於ケル勇戦敢闘ニ依リ昭和十七年十二月十五日附第一師團ノ隷下トシテ作戦ニ従事シ其ノ功績顕著ナリ仍テ茲ニ感状ヲ授与ス

昭和十八年二月十二日

軍司令官

【米國發】陸軍省發表（十月七日十六時）ガダルカナル島作戦に於ける勇戦敢闘に依り昭和十七年十二月十五日附第一師團の隷下として作戦に従事したる陸軍中尉大舛松市に感状を授与せられたり

感状

陸軍中尉　大舛松市

右ハガダルカナル島作戦ニ於ケル勇戦敢闘ニ依リ昭和十七年十二月十五日附第一師團ノ隷下トシテ作戦ニ従事シ其ノ功績顕著ナリ仍テ茲ニ感状ヲ授与ス

昭和十八年二月十二日

軍司令官

【米國發】陸軍省發表（十月七日十六時）ガダルカナル島作戦に於ける勇戦敢闘に依り昭和十七年十二月十五日附第一師團の隷下として作戦に従事したる陸軍中尉大舛松市に感状を授与せられたり

感状

陸軍中尉　大舛松市

右ハガダルカナル島作戦ニ於ケル勇戦敢闘ニ依リ昭和十七年十二月十五日附第一師團ノ隷下トシテ作戦ニ従事シ其ノ功績顕著ナリ仍テ茲ニ感状ヲ授与ス

昭和十八年二月十二日

軍司令官

久し振に桂林を猛攻

軍需倉庫群に巨弾

【〇〇特派員十日發同盟】米軍が最近引揚げた桂林地区に於ける日本軍に対しわが航空兵力による猛烈な攻撃を続行、既報の如く十月四日以来連日桂林飛行場を爆撃、これに対し敵は有力なる戦闘機隊を以て邀撃に出動したが、わが戦闘機隊は敵機の来襲するや直ちに之を迎撃、空中戦を交えつつ敵機を撃墜、或は地上撃破し、十月四日以来七日迄の間に撃墜破した敵機は実に百機に上り、わが方の損害は僅かに十数機に過ぎなかつた、しかも桂林飛行場は有力なる戦闘機隊の進駐に依り、最早や敵機の来襲は殆んど見られず、わが戦闘機隊は自由自在に桂林上空を制圧するに至つた

【〇〇特派員十日發同盟】米軍が最近引揚げた桂林地区に於ける日本軍に対しわが航空兵力による猛烈な攻撃を続行、既報の如く十月四日以来連日桂林飛行場を爆撃、これに対し敵は有力なる戦闘機隊を以て邀撃に出動したが、わが戦闘機隊は敵機の来襲するや直ちに之を迎撃、空中戦を交えつつ敵機を撃墜、或は地上撃破し、十月四日以来七日迄の間に撃墜破した敵機は実に百機に上り、わが方の損害は僅かに十数機に過ぎなかつた、しかも桂林飛行場は有力なる戦闘機隊の進駐に依り、最早や敵機の来襲は殆んど見られず、わが戦闘機隊は自由自在に桂林上空を制圧するに至つた

陸鷲遂川に進攻

飛行場格納庫を爆砕

【〇〇特派員十日發同盟】わが陸軍航空部隊は十日敵遂川の大飛行場を以て米軍最重要基地たる成都、重慶、梧州、桂林等の敵航空基地に対する作戦上の要衝と見做し、午前八時五十五分頃飛行場格納庫を爆撃、これを爆砕した

元首相招待

政府側と懇談

【東京發】戦争目標は日々に強化されつゝある大東亜戦争の現段階に於ける諸般の問題に関し、重光外相、曾禰大東亜次官、岡崎総務局長、青木大東亜省顧問、鈴木企画院総裁、岸国務相、安藤内閣書記官長、星野内閣調査官長、企画院第一部長、陸海軍各大臣及び綾部内閣書記官長等の出席の下に十日午後一時より首相官邸に於て懇談会を開催した

敵宿営地を炎上

フインシハーヘン强襲

【同盟特派ビルマ航空電通員十日發】ビルマ航空部隊は十日フインシハーヘン北方敵宿営地を急襲、これを炎上せしめた

敵機二を撃墜

【同盟特派〇〇基地十日發同盟】十日午前十時半頃フインシハーヘン北方敵宿営地に対し、わが戦闘機隊は急襲を敢行、敵機二機を撃墜、わが機は全機基地に帰還した

敵魚雷艇一隻炎上

【同盟特派〇〇基地十日發同盟】去る十日午前十時半頃フインシハーヘン北方海面においてわが戦闘機隊は敵魚雷艇一隻を撃沈炎上せしめた

敵機に來襲

敵機に損傷

【ラングーン六日發同盟】四日午後二時頃ラングーン、二十二ヂヤンガン、三十ヂヤンガン、ミンガラドン、ミンガラドン飛行場は敵機の来襲を受け、戦闘機、爆撃機合計二十機内外の編隊は、ラングーン、ミンガラドン飛行場を爆撃、これに対しわが戦闘機隊は邀撃に上り、敵機に損傷を与へた

自主的な比島の獨立

道義に立脚せる方式

【マニラ七日發同盟】ラウレル比島大統領は七日「比島の独立は米国から與へられるものではなく、われわれ自らの努力によつて獲得されるものである」と同國に一元比島人は独立の日を記念すべき日として祝福すべきであると述べた

【マニラ七日發同盟】ラウレル比島大統領は七日「比島の独立は米国から與へられるものではなく、われわれ自らの努力によつて獲得されるものである」と同國に一元比島人は独立の日を記念すべき日として祝福すべきであると述べた

永遠の繁榮築く

ラウレル委員長聲明

【マニラ七日發同盟】比島独立委員会は七日「比島独立の意義」と題する声明を発表した

【マニラ七日發同盟】ラウレル比島独立委員会は七日「比島独立の意義」と題する声明を発表した

國民動員の徹底へ

小泉厚相 一億の蹶起促す

【東京發】厚相を後を一緒となつて強力を発揮してこの戦争に勝つ為に国民は如何なる犠牲をも辞さないと一致団結して戦争目的の完遂に邁進しなければならない、今日迄の戦争は陸海軍の戦争であつたが、今後の戦争は陸海軍の戦争であると共に国民の戦争であるとの意味に於て小泉厚相は廿日午後七時半から「国民動員の徹底」と題するラジオ放送を行つて全国民に蹶起を促したが、放送全文の要旨は次の通りである

弾藥の考案に功績

北川、渡邊兩少佐に有功章

十一月、文化勲章は学者その他の人々に授与されるが、軍人では陸軍少佐北川、渡邊両少佐が上官である陸軍大臣から特に推薦されて、十一月三日の明治節に文化勲章に次ぐ有功章を授与されることになつた

雄渾の共榮圏顯現

油糸紡績業の企業を整備

【東京發】政府は油糸紡績業の企業を整備することとなり、七日附を以て関係方面に交渉通知を発した

決戰體制强化方策

督府臨時首腦會議開く

【東京發】帝国の不敗の態勢確立の為には大東亜戦争の現段階に於ける諸般の問題に関し、最高戦争指導会議の構成員たる政府、統帥部の首脳者が緊密なる連絡の下に一体となつて強力なる施策を講ずることが緊要であるとの見地から、十日午後一時より首相官邸に於て臨時首脳者会議を開催した

敵米、深刻な打撃

階級身分を明瞭

陸軍軍人軍屬の服制改正

【東京發】陸軍省軍人軍属の服制は従来の階級章を附けるだけで、その階級は容易に識別し得るものであるが、今般の改正は軍人軍属の階級を一層明瞭にし、軍人軍属の階級及び身分を明瞭に区別する為に、階級章の外に新たに襟章を附することとなつた

敵船十六隻擊沈

獨空軍、アルジエリヤで

【ベルリン六日發同盟】ドイツ航空部隊は北アフリカの地中海沿岸地区に対し昨日も引続き猛爆撃を加へ、アルジエリア港内で敵船十六隻を撃沈破したことが判明した

比島新國旗燦と輝く

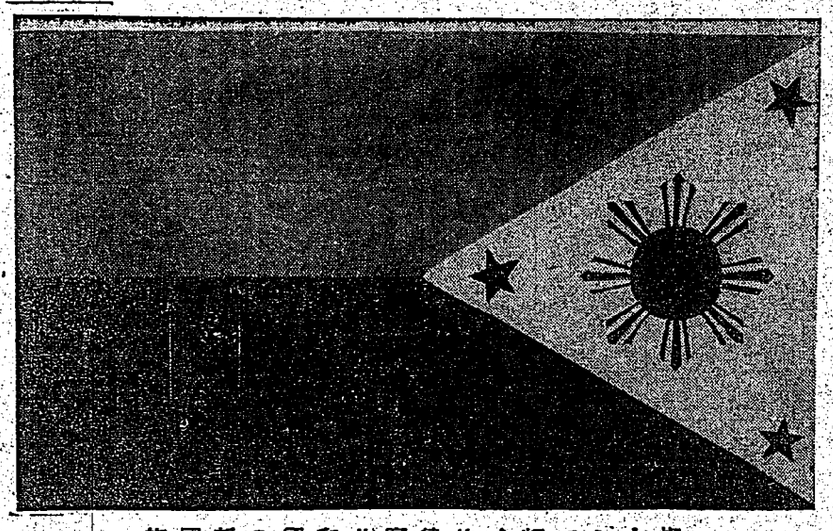

燦として輝く比律賓共和國の新國旗

【マニラ七日發同盟】大統領就任式に臨んだラウレル比島大統領は七日午前十時半、マニラ市内ルネタ公園に設けられた特設壇上に登り、就任宣誓を行つた、宣誓文は次の通りである

敵米、深刻な打撃

階級身分を明瞭

陸軍軍人軍屬の服制改正

【東京發】陸軍省軍人軍属の服制は従来の階級章を附けるだけで、その階級は容易に識別し得るものであるが、今般の改正は軍人軍属の階級を一層明瞭にし、軍人軍属の階級及び身分を明瞭に区別する為に、階級章の外に新たに襟章を附することとなつた、襟章は従来の襟章から階級章を取除いたものであつて、将官は従来の如く金色の桜葉と桜星、佐官は金色の桜葉と桜星、尉官は金色の桜葉と桜星、准士官は金色の桜葉と桜星、下士官は従来の如く金色の桜葉と桜星、兵は従来の如く金色の桜葉と桜星を附することとなつた

敵米、深刻な打撃

階級身分を明瞭

陸軍軍人軍屬の服制改正

【東京發】陸軍省軍人軍属の服制は従来の階級章を附けるだけで、その階級は容易に識別し得るものであるが、今般の改正は軍人軍属の階級を一層明瞭にし、軍人軍属の階級及び身分を明瞭に区別する為に、階級章の外に新たに襟章を附することとなつた、襟章は従来の襟章から階級章を取除いたものであつて、将官は従来の如く金色の桜葉と桜星、佐官は金色の桜葉と桜星、尉官は金色の桜葉と桜星、准士官は金色の桜葉と桜星、下士官は従来の如く金色の桜葉と桜星、兵は従来の如く金色の桜葉と桜星を附することとなつた

けふの官報

伊政府所在地 北伊に移轉

【ベルリン六日發同盟】ローマからの報によればイタリアアルスト共和政府はローマ郊外某地に臨時政府を置くことに決定したと伝へられる

けふの官報

伊政府所在地 北伊に移轉

【ベルリン六日發同盟】ローマからの報によればイタリアアルスト共和政府はローマ郊外某地に臨時政府を置くことに決定したと伝へられる

けふ大詔奉戴日

詔書

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戦ヲ宣シ朕カ陸海将兵ハ全力ヲ奮ヒ交戦已ニ四年ヲ閲シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶モ各〻其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ総力ヲ擧ケテ征戦ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑〻東亜ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ帝國カ永ク皇考ノ作遺ヒ給ヘル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト為ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ルト雖モ朕カ志ナラムヤ中華民國政府最モ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亜ノ平和ヲ攪乱シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルノ已ムヲ得サルニ至ラシメ並ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重慶ニ残存スル政権ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟鬩ニ牆ノ譏ヲ省ミス米英両國ハ残存政権ヲ支援シテ東亜ノ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトスルニ及テハ帝國ハ固ヨリ之ヲ黙過スルヲ得ス茲ニ始メテ帝國ハ今ヤ自存自衛ヲ全ウスル爲メ断然起ツテ一切ノ障碍ヲ破砕スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神霊上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亜永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光栄ヲ保全セムコトヲ期ス

御名　御璽

昭和十六年十二月八日

國民動員の徹底へ

小泉厚相 一億の蹶起促す

【東京發】厚相を後を一緒となつて強力を発揮してこの戦争に勝つ為に国民は如何なる犠牲をも辞さないと一致団結して戦争目的の完遂に邁進しなければならない、今日迄の戦争は陸海軍の戦争であつたが、今後の戦争は陸海軍の戦争であると共に国民の戦争であるとの意味に於て小泉厚相は廿日午後七時半から「国民動員の徹底」と題するラジオ放送を行つて全国民に蹶起を促したが、放送全文の要旨は次の通りである

陸鷲遂川に進攻

飛行場格納庫を爆砕

【〇〇特派員十日發同盟】わが陸軍航空部隊は十日敵遂川の大飛行場を以て米軍最重要基地たる成都、重慶、梧州、桂林等の敵航空基地に対する作戦上の要衝と見做し、午前八時五十五分頃飛行場格納庫を爆撃、これを爆砕した

元首相招待

政府側と懇談

【東京發】戦争目標は日々に強化されつゝある大東亜戦争の現段階に於ける諸般の問題に関し、重光外相、曾禰大東亜次官、岡崎総務局長、青木大東亜省顧問、鈴木企画院総裁、岸国務相、安藤内閣書記官長、星野内閣調査官長、企画院第一部長、陸海軍各大臣及び綾部内閣書記官長等の出席の下に十日午後一時より首相官邸に於て懇談会を開催した

比島の獨立

道義に立脚せる方式

【マニラ七日發同盟】ラウレル比島大統領は七日「比島の独立は米国から與へられるものではなく、われわれ自らの努力によつて獲得されるものである」と同國に一元比島人は独立の日を記念すべき日として祝福すべきであると述べた

永遠の繁榮築く

ラウレル委員長聲明

【マニラ七日發同盟】比律賓独立委員会は七日「比律賓独立の意義」と題する声明を発表した

決戰體制强化方策

督府臨時首腦會議開く

【東京發】帝国の不敗の態勢確立の為には大東亜戦争の現段階に於ける諸般の問題に関し、最高戦争指導会議の構成員たる政府、統帥部の首脳者が緊密なる連絡の下に一体となつて強力なる施策を講ずることが緊要であるとの見地から、十日午後一時より首相官邸に於て臨時首脳者会議を開催した

雄渾の共榮圏顯現

油糸紡績業の企業を整備

【東京發】政府は油糸紡績業の企業を整備することとなり、七日附を以て関係方面に交渉通知を発した

弾藥の考案に功績

北川、渡邊兩少佐に有功章

十一月、文化勲章は学者その他の人々に授与されるが、軍人では陸軍少佐北川、渡邊両少佐が上官である陸軍大臣から特に推薦されて、十一月三日の明治節に文化勲章に次ぐ有功章を授与されることになつた

敵宿営地を炎上

フインシハーヘン强襲

【同盟特派ビルマ航空電通員十日發】ビルマ航空部隊は十日フインシハーヘン北方敵宿営地に対し、わが戦闘機隊は急襲を敢行、敵機二機を撃墜、わが機は全機基地に帰還した

敵機二を撃墜

【同盟特派〇〇基地十日發同盟】十日午前十時半頃フインシハーヘン北方敵宿営地に対し、わが戦闘機隊は急襲を敢行、敵機二機を撃墜、わが機は全機基地に帰還した

敵魚雷艇一隻炎上

【同盟特派〇〇基地十日發同盟】去る十日午前十時半頃フインシハーヘン北方海面においてわが戦闘機隊は敵魚雷艇一隻を撃沈炎上せしめた

敵機に來襲

敵機に損傷

【ラングーン六日發同盟】四日午後二時頃ラングーン、二十二ヂヤンガン、三十ヂヤンガン、ミンガラドン、ミンガラドン飛行場は敵機の来襲を受け、戦闘機、爆撃機合計二十機内外の編隊は、ラングーン、ミンガラドン飛行場を爆撃、これに対しわが戦闘機隊は邀撃に上り、敵機に損傷を与へた

自主的な比島の獨立

道義に立脚せる方式

【マニラ七日發同盟】ラウレル比島大統領は七日「比島の独立は米国から與へられるものではなく、われわれ自らの努力によつて獲得されるものである」と同國に一元比島人は独立の日を記念すべき日として祝福すべきであると述べた

永遠の繁榮築く

ラウレル委員長聲明

【マニラ七日發同盟】比律賓独立委員会は七日「比律賓独立の意義」と題する声明を発表した

決戰體制强化方策

督府臨時首腦會議開く

【東京發】帝国の不敗の態勢確立の為には大東亜戦争の現段階に於ける諸般の問題に関し、最高戦争指導会議の構成員たる政府、統帥部の首脳者が緊密なる連絡の下に一体となつて強力なる施策を講ずることが緊要であるとの見地から、十日午後一時より首相官邸に於て臨時首脳者会議を開催した

雄渾の共榮圏顯現

油糸紡績業の企業を整備

【東京發】政府は油糸紡績業の企業を整備することとなり、七日附を以て関係方面に交渉通知を発した

弾藥の考案に功績

北川、渡邊兩少佐に有功章

十一月、文化勲章は学者その他の人々に授与されるが、軍人では陸軍少佐北川、渡邊両少佐が上官である陸軍大臣から特に推薦されて、十一月三日の明治節に文化勲章に次ぐ有功章を授与されることになつた

敵宿営地を炎上

フインシハーヘン强襲

【同盟特派ビルマ航空電通員十日發】ビルマ航空部隊は十日フインシハーヘン北方敵宿営地に対し、わが戦闘機隊は急襲を敢行、敵機二機を撃墜、わが機は全機基地に帰還した

敵機二を撃墜

【同盟特派〇〇基地十日發同盟】十日午前十時半頃フインシハーヘン北方敵宿営地に対し、わが戦闘機隊は急襲を敢行、敵機二機を撃墜、わが機は全機基地に帰還した

敵魚雷艇一隻炎上

【同盟特派〇〇基地十日發同盟】去る十日午前十時半頃フインシハーヘン北方海面においてわが戦闘機隊は敵魚雷艇一隻を撃沈炎上せしめた

敵機に來襲

敵機に損傷

【ラングーン六日發同盟】四日午後二時頃ラングーン、二十二ヂヤンガン、三十ヂヤンガン、ミンガラドン、ミンガラドン飛行場は敵機の来襲を受け、戦闘機、爆撃機合計二十機内外の編隊は、ラングーン、ミンガラドン飛行場を爆撃、これに対しわが戦闘機隊は邀撃に上り、敵機に損傷を与へた

自主的な比島の獨立

道義に立脚せる方式

【マニラ七日發同盟】ラウレル比島大統領は七日「比島の独立は米国から與へられるものではなく、われわれ自らの努力によつて獲得されるものである」と同國に一元比島人は独立の日を記念すべき日として祝福すべきであると述べた

永遠の繁榮築く

ラウレル委員長聲明

【マニラ七日發同盟】比律賓独立委員会は七日「比律賓独立の意義」と題する声明を発表した

決戰體制强化方策

督府臨時首腦會議開く

【東京發】帝国の不敗の態勢確立の為には大東亜戦争の現段階に於ける諸般の問題に関し、最高戦争指導会議の構成員たる政府、統帥部の首脳者が緊密なる連絡の下に一体となつて強力なる施策を講ずることが緊要であるとの見地から、十日午後一時より首相官邸に於て臨時首脳者会議を開催した

雄渾の共榮圏顯現

油糸紡績業の企業を整備

【東京發】政府は油糸紡績業の企業を整備することとなり、七日附を以て関係方面に交渉通知を発した

昭和十年八月十日（日曜）　第二種郵便物認可　（毎日曜日発行）　大阪毎日新聞　東京日日新聞　昭和十年八月十日　日曜日　大阪毎日新聞　東京日日新聞

米穀供出方法改訂
及早期買入の断行

石炭増産本格化へ
改正法令の全面的發動
劃期的體制確立の方針

臨時奬勵金交付
十月上旬までの買入玄米に
農山漁村

運營を一段強化す
東海自動車線の局營化

臺灣青年に訴ふ
戰力增强に就て
小出專賣局長　星氏談

三共
ビタミンB剤
ネコビタン
ニューエキス
三共株式會社
總合藥品
總青年會館
内容　會員　會則　會館　會長　事務所
お願ひです
大切にお使ひ下さい
節約して
節約して
ピリオ
市場の動き
我が國株式
愛國婦人會
「愛國防空頭巾」
婦人用
兒童用
「直に」
「すぐに」
臺灣婦人會
臺灣愛國婦人會支部
滑石粉
化粧品
工業用

決意も新た軍人援護

国家後の護り別稿に委し

陸軍省軍事課長 西村恵人氏放送

五六年用國語讀本

教科書調査會で決定

比島の新國歌決定

陸士を優等で卒業

血戦に應へ戦力増強

聖戦必勝の信念固し

第廿一回大詔奉戴日

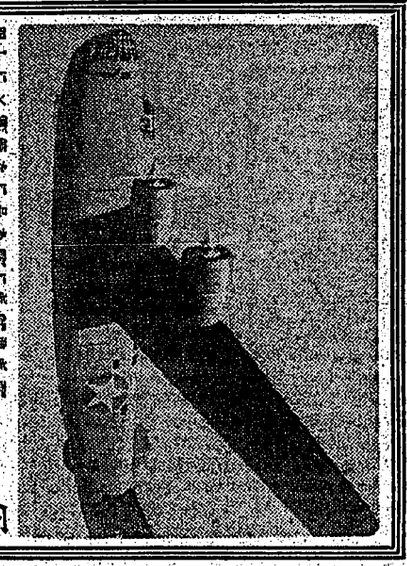

荒地に挑む學徒隊

目標は甘藷四十萬斤

決戰に起つ女學生強し

【花蓮港支局】花蓮港廳下各公學校では秋季運動會を擧行するに當り、從來の如き單なる競技會を行はず、擧國一體食糧增産の決戰下、學校の實情に即して、增産に關する種目を加へ、或は增産に關する競技會を行ふ事となつたが、花蓮港廳下各公學校でも、それぞれ

夕刊 臺灣新民 十月七日

比律賓共和國の獨立

準備手續き一切完了
十四日に中外に宣言
ラウレル委員長聲明

【マニラ七日發同盟】千八百萬比島人の幾世紀に亘る宿願フィリッピン獨立は十月十四日全比島人の歡呼と全世界注視のうちに具現されることとなり、比律賓共和國は道義國家の有力なる一環として堂々中外に獨立を宣言世紀の大典を擧行するに決し、此の旨七日午前十一時獨立準備委員會委員長ホセ・ピー・ラウレル氏より左の通り發表された

公式發表

比島獨立に關する必要なる準備手續きは一切完了したるを以て一九四三年十月十四日（木曜）を期し比島は全比島民が、この機に覺悟を新たにするとともに光榮の日の到來を歡喜を以て待望せんことを要請す

一九四三年十月七日マニラに於て　比島獨立準備委員會委員長　ホセ・ピー・ラウレル

榮光の獨立花開く

【マニラ支局特電七日發】比島千八百萬の感激をこめて待ちに待つ民族榮光の日獨立は過般來旅般の獨立準備全くなつて來るべき榮光の日を迎へるのみとなり、八千の島々に皆つてなき民族感動の嵐が吹きまくるばかりであつたがラウレル氏は比島獨立完成の期日に關して鮮明をなし、ここに於て注視された比律賓共和國の獨立は來る十四日を期し完成、永年に亘る民族の夢獨立が急々花開く事になつた

比島共和國憲法

【マニラ七日發同盟】大東亞共榮圏の一環として眞に獨立を具現せんとする比島共和國憲法は、大東亞諸國の憲法に範を採るフィリッピン共和國憲法についてはすでに比島國民會議において比島獨立準備委員會の手によつて起草されたラウレル氏を委員長とする憲法委員會において審議されたものであるが、去る九月三日開く憲法委員會の總會において最終的決定を見、次いで九月二十日開く國民會議の總會において審議を經て、翌四日これを可決、ここに比島の憲法は確定するに至つたもので、その内容は大東亞諸國の憲法と同樣に大東亞共榮圏の指導原理に則つて比島の獨立が急速且つ完全に實現されるやう考慮されてゐる點が特に注目されるが、その主なる點は次の通りである

一、比島共和國は民主主義に基き、國民の自由と福祉とを增進することを目的とする

二、比島共和國は國民主權に基き、國民の代表者によつて組織される國會を有する

三、比島共和國は國會の協賛を經て宣戰、媾和、條約を締結する權能を有する

四、比島共和國は國會の協賛を經て大赦、特赦、減刑、復權を命ずる權能を有する

五、比島共和國は國會の協賛を經て貴族の制度を設けず、榮典は一代に限り、何等の特權も伴はない

六、比島共和國は國會の協賛を經て華族を設け、これに特權を與へる

七、比島共和國は國會の協賛を經て戒嚴を宣告する

八、比島共和國は國會の協賛を經て恩赦を命ずる

九、比島共和國は國會の協賛を經て國債を起し、又は豫算外の國庫の負擔となるべき契約をなすことを政府に許す

十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室典範を定める

十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を定める

十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を授與する

十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を交換する

十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

五十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

五十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

五十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

五十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

五十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

五十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

五十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

五十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

五十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

五十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

六十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

六十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

六十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

六十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

六十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

六十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

六十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

六十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

六十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

六十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

七十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

七十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

七十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

七十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

七十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

七十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

七十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

七十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

七十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

七十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

八十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

八十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

八十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

八十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

八十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

八十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

八十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

八十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

八十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

八十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

九十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

九十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

九十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

九十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

九十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

九十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

九十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

九十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

九十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

九十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百二十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百二十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百二十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百二十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百二十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百二十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百二十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百二十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百二十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百二十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百三十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百三十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百三十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百三十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百三十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百三十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百三十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百三十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百三十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百三十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百四十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百四十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百四十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百四十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百四十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百四十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百四十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百四十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百四十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百四十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百五十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百五十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百五十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百五十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百五十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百五十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百五十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百五十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百五十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百五十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百六十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百六十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百六十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百六十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百六十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百六十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百六十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百六十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百六十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百六十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百七十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百七十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百七十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百七十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百七十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百七十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百七十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百七十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百七十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百七十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百八十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百八十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百八十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百八十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百八十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百八十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百八十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百八十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百八十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百八十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百九十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百九十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百九十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

百九十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

百九十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

百九十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

百九十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

百九十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

百九十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

百九十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百二十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百二十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百二十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百二十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百二十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百二十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百二十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百二十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百二十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百二十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百三十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百三十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百三十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百三十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百三十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百三十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百三十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百三十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百三十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百三十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百四十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百四十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百四十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百四十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百四十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百四十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百四十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百四十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百四十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百四十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百五十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百五十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百五十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百五十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百五十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百五十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百五十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百五十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百五十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百五十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百六十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百六十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百六十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百六十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百六十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百六十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百六十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百六十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百六十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百六十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百七十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百七十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百七十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百七十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百七十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百七十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百七十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百七十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百七十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百七十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百八十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百八十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百八十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百八十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百八十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百八十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百八十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百八十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百八十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百八十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百九十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百九十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百九十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

二百九十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

二百九十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

二百九十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

二百九十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

二百九十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

二百九十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

二百九十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百二十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百二十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百二十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百二十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百二十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百二十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百二十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百二十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百二十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百二十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百三十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百三十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百三十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百三十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百三十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百三十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百三十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百三十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百三十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百三十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百四十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百四十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百四十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百四十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百四十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百四十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百四十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百四十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百四十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百四十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百五十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百五十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百五十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百五十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百五十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百五十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百五十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百五十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百五十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百五十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百六十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百六十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百六十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百六十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百六十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百六十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百六十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百六十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百六十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百六十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百七十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百七十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百七十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百七十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百七十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百七十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百七十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百七十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百七十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百七十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百八十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百八十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百八十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百八十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百八十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百八十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百八十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百八十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百八十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百八十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百九十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百九十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百九十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

三百九十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

三百九十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

三百九十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

三百九十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

三百九十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

三百九十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

三百九十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百二十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百二十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百二十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百二十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百二十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百二十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百二十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百二十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百二十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百二十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百三十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百三十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百三十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百三十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百三十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百三十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百三十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百三十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百三十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百三十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百四十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百四十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百四十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百四十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百四十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百四十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百四十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百四十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百四十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百四十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百五十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百五十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百五十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百五十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百五十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百五十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百五十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百五十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百五十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百五十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百六十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百六十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百六十二、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百六十三、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百六十四、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百六十五、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を貸付ける

四百六十六、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を擔保に供する

四百六十七、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を信託する

四百六十八、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を管理する

四百六十九、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を處分する

四百七十、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を取得する

四百七十一、比島共和國は國會の協賛を經て皇室の財產を讓與する

四百七十二、比島共

臺灣日日新報　第一万五千六百六十二號　（第三種郵便物認可）

軍人援護を強化

あす奉戴日の實踐事項

【本社發】明日八日は第二十二回大詔奉戴日である、前線に銃後に戰ひ抜く皇軍將兵の勇姿を二倍強化して大詔を戴き奉り、この日臺灣各地では一、前線將兵に感謝文を送るほか、出征軍人の家族、遺家族、戰病死者の遺族、傷痍軍人に對する慰問を強化すること　二、出征軍人の家族、遺族、戰病死者の遺族、傷痍軍人に對する慰問を強化すること　三、出征軍人の留守宅に對する勤勞奉仕を強化すること　四、前六時三十分から國民總武裝の日の訓練を強化すること　五、「大詔奉戴」の精神を昂揚すること　六、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　七、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　八、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　九、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十一、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十二、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十三、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十四、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十五、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十六、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十七、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十八、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　十九、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること　二十、「大詔奉戴」の精神普及運動を強化すること

祭祀の本義を體得

神職の錬成會終る

あつた、最終日七日は午前八時二十分から神前、靈前、遥拜の作法に關する講義があつて午後一時から修了式が行はれた

優良商店選出要綱

島都商業奉公團で決定

老翁感激の獻金

皇軍將兵の勞苦に感謝

茶菓で慰問

可愛い軍馬を

東亞文學方向決る

今はただ實踐のみ

歸北した長崎君語る

我が潛水艦奮戰記【下】

敵船目差す必殺雷

『祝擊沈一萬噸敵船』の文字

深度計

太平洋

爆彈も

無雜作

靜寂の

蒸暑く

血と涙の二十餘年

民會長・中野儀一老語る

增產へ水利事業擴張

新竹州・十一日關係者會議

救護法施行十周年

十日を中心に記念行事

腐らすとは勿體ない

南署の倉庫に遺失物の山

"お諸四十萬斤"に挑む

花蓮港奉徒奉公隊淨汗

晴れて産業戰士に

更生する港都の半遊休者

海軍飛行豫科練習生入隊式

熱血青年佳話

林田村開村周年

慶びの奉告祭、記念式擧ぐ

老齡

後二國志

（222）

（出師の卷）

吉川英治作

矢野橋村畫

徵兵に備ふ

（七）

吾子で婦道を

御召錬成

明朝の番組